

## 第 82 回倫理委員会議事要旨（2023 年 2 月 6 日）

### I 日時：

2023 年 2 月 6 日（月）15:30～17:20

### II 場所：

対面及びオンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、矢萩由紀子（※）、吉村智明  
福川裕徳（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会

茂木哲也（会長）、後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### ◆ 審議事項

#### 1. 倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A—監査法人監査における監査人の独立性について—（実務ガイダンス）」について

担当副委員長から、倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A—監査法人監査における監査人の独立性について—（実務ガイダンス）」の最終案について説明がなされた。

今回の改正は、「職業倫理に関する解釈指針—監査法人監査における監査人の独立性について—」を見直し、新たに、倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A—監査法人監査における監査人の独立性について—（実務ガイダンス）」として公表するものである。

本実務ガイダンスは、監査法人の計算書類を対象とする監査業務における倫理規則の適用上の留意点や具体的な適用方法の例示を Q&A 形式で実務上の参考として示すものであり、今回、2022 年 7 月 25 日付けで改正された倫理規則や、同年に改正された公認会計士法を踏まえ、参照規定の番号や表現等の見直しを行った。

2022 年 12 月 23 日に公開草案を公表したが、意見は寄せられなかった旨が説明され、審議の結果、下記意見を踏まえた表現上の修正を行うことを前提として、出席委員全員の賛成により承認され、最終案を 2 月の役員会に上程することとなった。

## 【主なご意見】

- 最終案の Q5（親族が監査業務の依頼人となる有限責任監査法人に就職している場合）において、「業務を執行する社員の子が監査業務の依頼人となる有限責任監査法人の財務に関する事務の責任ある担当者である場合は、当該有限責任監査法人の監査業務の業務執行社員となることはできない。」という記載があるが、既に業務執行社員となっている者が業務執行社員となることはできないとするのは、表現が矛盾しているのではないか。
- 最終案の Q5（親族が監査業務の依頼人となる有限責任監査法人に就職している場合）において、「関係施行令等では、監査法人の監査業務を執行する社員の子が、監査業務の依頼人となる有限責任監査法人の従業者（スタッフ）であることのみをもって、特別の利害関係があると規定はない。」という記載があるが、関係施行令等を引用し、「子」ではなく「親族」とした方がよいのではないか。

（ご意見への対応）

いただいたご意見を踏まえ、表現を再検討する旨を回答した。

## ◆ 協議事項

### 1. 今後の倫理規則改正スケジュールについて

担当副委員長から、今後の倫理規則改正スケジュールについて説明がなされた。

国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants）（以下「IESBA」という。）の倫理規程について以下の三つの改訂がなされたことを踏まえて、今後、倫理委員会では、当協会の倫理規則の改正を検討する方針としている。

- ・ 上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義に関する IESBA 倫理規程の改訂（2022年4月11日公表、2024年12月15日適用）
- ・ 業務チームの定義及びグループ監査に関する IESBA 倫理規程の改訂（2022年12月ボード会議で承認済み・未公表、2023年12月15日適用）
- ・ テクノロジーに関する IESBA 倫理規程の改訂（2022年12月ボード会議で承認済み・未公表、2024年12月15日適用）

### 2. 倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」及び倫理委員会研究報告第2号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」について

担当副委員長から、倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」及び倫理委員会研究報告第2号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」について、主に、改正の方向性について説明がなされた。また、チェックリストに掲載する項目の範囲に関する方針について、次の三つの案が示され、議論が行われた。

<方針案>

- ・ 案1

要求事項（R項）を基本としてチェックリスト化し、現行のチェックリストに適用指針（A

項)が単独で掲載されているもののみ新チェックリストに引き継ぐこととし、説明文に適用指針(A項)に関する項目は網羅的ではない旨の注記を入れる。

・ 案2

要求事項(R項)及び適用指針(A項)を全てチェックリスト化する。

・ 案3

要求事項(R項)のみをチェックリスト化するとともに、次の事項も含める。

- ・ 概念的枠組みの適用を求める各セクションの「はじめに」の規定をチェックリスト化する。
- ・ 適用指針(A項)も含めて検討する必要がある旨を追記する。

**【主なご意見】**

- 案3に賛成する。案1のように一部の適用指針も入れると、取捨選択の判断基準を問われることになるのではないかと。また、チェックリストの性格を踏まえると、適用指針の趣旨を十分に汲み取って概念的枠組みを適用するというを記載すれば十分であり、案2のように適用指針全てを含めることは適切ではないと考える。
- 案3でよいと考える。網羅性を考慮するとかえって使いにくくなることが考えられる。
- 案3は、要求事項のほか、各セクション冒頭の「はじめに」に記載されている概念的枠組みの適用に関する規定もチェックリストに含めることにより該当するセクション内の規定を概括的に確認する形式になっているが、概念的枠組みの適用について、各セクション冒頭の「はじめに」の規定を入れるだけであると、安易にチェックをすることにより、細かい内容を見逃してしまう可能性もあるのではないかと。案1のように、適用指針であっても、重要な項目はチェックリストに取り込むことも考えられるのではないかと。
- チェックリストの利用者は様々であるため、多少分量が増えたとしても、より網羅的にチェック項目を入れた方がよいのではないかと。案1や案2の方がチェックリストの機能としてはよいのではないかと。しかし、想定する利用者にそれなりのばらつきがあると考えられるため、案3とすることでもよいと考える。

(ご意見への対応)

監査証明業務に従事する会員がチェックリストを利用することが想定されるため、職業的専門家として、倫理規則に立ち返って検討・判断することを考えると、案3でも足りるものとする。しかしながら、チェック項目の範囲を広くすること等によるメリットもあることから、再度方針を検討する旨を回答した。

- チェックリストをデジタル化することで、参照すべき適用指針も簡単に確認することができるようになるのではないかと。
- ハイパーリンク等の機能を用いることで、参照先である倫理規則の適用指針を即座に確認しやすくなるのではないかと。

(ご意見への対応)

チェックリストのデジタル化について、今回の改正で対応することは難しいが、今後検討することとしたい旨を回答した。

## ◆ 報告事項

### 1. IESBA 会議報告（12月）について

担当副委員長から、12月のボード会議について説明がなされた。具体的には、業務チームの定義及びグループ監査、テクノロジー、サステナビリティ、タックス・プランニング、戦略及び作業計画、上場事業体及び社会的影響度の高い事業体の定義のロールアウト等のプロジェクトについての検討状況が説明された。

#### 【主なご意見】

- サステナビリティに関連する IESBA 倫理規程の開発に関するアプローチについて、IESBA としては、監査業務及びレビュー業務を行う場合に適用されるパート 4A に統合することを想定しているのか、又はサステナビリティ関連情報の保証業務に適用される独立したパート 4A を新設することを想定しているのか。

(ご意見への対応)

IESBA としては、方向性は決まっていない旨を回答した。

- タックス・プランニングに関して適用が求められている「スタンドバック・テスト」は、タックス・プランニングによる経済的影響を職業会計士が検討することであるという説明があったが、検討は個人の主観によって異なってしまうのではないか。

(ご意見への対応)

第三者テストのように、自分自身が主観性をどこまで排除できるかということが期待される旨を回答した。

### 2. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp